# 大阪市介護予防・日常生活支援総合事業 (案)

平成28年6月

地域の実情に応じて、多様な主体による多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効率的な支援等を可能とすることを目指す。

多様なサービスの充実

多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心を確保

介護予防の推進

住民主体の取組を支援し、認定に至らない高齢者を増やし、重度化予防を推進

(実施時期)

平成29年4月1日から

#### 事業構成

地

域

支

援

事

訪問看護・福祉用具等

 $\Rightarrow$ 

介護予防給付(要支援1・2)

訪問看護・福祉用具等

介護予防給付(要支援1・2)

介護予防事業

訪問介護・通所介護



### 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1・2、基本チェックリスト該当者)

・地域介護予防活動支援事業 (地域の住民主体の体操・運動等の通いの場づくり)

・地域リハビリテーション活動支援事業(リハピリテーション専門職による通いの場支援)

・老人福祉センター型通所サービス (区域の体操・運動等の通いの場づくり)

いきいき百歳体操を実施する住民グループの立ち上げ・継続支援

いきいき百歳体操の普及支援(おもり、DVDの貸与)

【訪問型サービス】

・<u>介護予防型訪問サービス</u> (現行相当型)

・生活援助型訪問サービス (基準緩和型) ・サポート型訪問サービス (短期集中型)

【通所型サービス】

・**介護予防型通所サービス** (現行相当型)

・短時間型通所サービス (基準緩和型)

・選択型通所サービス (短期集中型)

### 二次予防事業

一次予防事業

・二次予防事業の対象者把握事業(再編)

➤健康づくり展(ひろ)げる講座(継続)
➤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(再編)

- ・通所型介護予防事業
  - ▶介護予防教室(複合型)<運動器・口腔・栄養> (廃止)
  - >運動器の機能向上教室(廃止)
  - ⇒なにわ元気塾(閉じこもり等予防教室)(継続)
- ·訪問型介護予防事業(継続)

·介護予防普及啓発事業(継続)

·介護予防事業評価事業(継続)

· 地域介護予防活動支援事業



#### 包括的支援事業

地域包括支援センター運営委託

認知症施策推進事業(認知症初期集中支援事業)

在宅医療・介護連携推進事業

生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター) など



#### 包括的支援事業

地域包括支援センター運営委託

一般介護予防事業(全ての高齢者) ・一次予防事業及びなにわ元気塾を移行

次の事業を平成28年度から先行実施

認知症施策推進事業(認知症初期集中支援事業など)

在宅医療・介護連携推進事業

生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)

など

#### 任意事業

家族介護支援事業

- ・家族介護慰労金支給事業 ・介護用品支給事業 など その他事業
- ・生活支援型食事サービス など

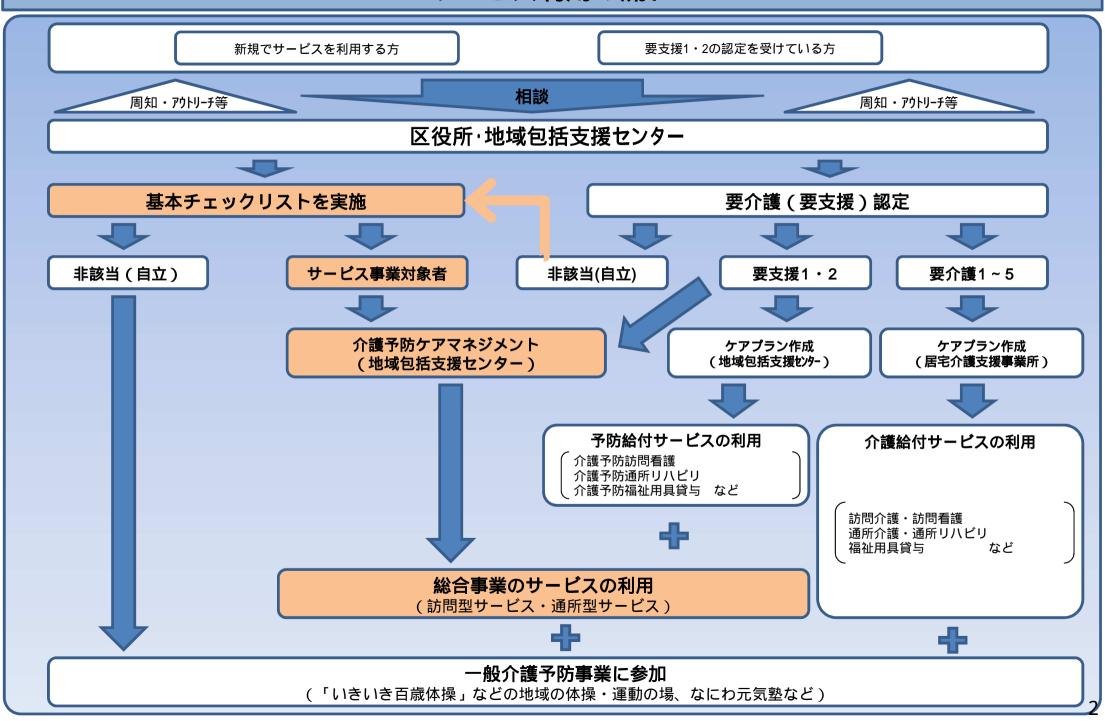


#### 任意事業

家族介護支援事業

- ・家族介護慰労金支給事業 ・介護用品支給事業 など その他事業
- ・生活支援型食事サービス など

地域支援事業



## 訪問型サービスの類型

	介護予防型訪問サービス (現行の介護予防訪問介護相当)	生活援助型訪問サービス (基準緩和型:A型)	サポート型訪問サービス (短期集中型:C型)
目的	要支援状態の維持・改善 要介護状態になることの予防	生活の質の確保・向上	生活機能の向上
サーヒ <sup>・</sup> ス内 容	訪問介護員による身体介護・生活援助	研修受講者による調理・掃除・買物・洗濯等の生活援助	閉じこもり・認知症・うつ予防 口腔機能向上、栄養改善
対 象 者	要支援1又は2(要支援認定) 既にサービスを利用している者 新たにサービス利用する者のうち身体介護等が 必要な者 サービス事業対象者(基本チェックリスト) 身体介護等が必要な者	要支援1又は2(要支援認定) 既にサービスを利用している者のうち希望する者 新たにサービス利用する者 サービス事業対象者(基本チェックリスト) 生活援助が必要な者	要支援1又は2(要支援認定)、 サービス事業対象者(基本チェックリスト) 看護師・管理栄養士・歯科衛生士等の訪問 による支援が必要な方
サーヒ <sup>・</sup> ス提供主体	指定介護保険サービス事業者	指定介護保険サービス事業者	大阪市(直営)
利用頻度	要支援 1 週 1 回、 2 回 要支援 2 週 1 回、 2 回、 2 回超 事業対象者 週 1 回、 2 回、 2 回超	要支援 1 週 1 回、 2 回 要支援 2 週 1 回、 2 回、 2 回超 事業対象者 週 1 回、 2 回、 2 回超	閉じこもり・認知症・うつ予防 6か月間で月1回 計6回 口腔機能向上 3か月間で月1回 計3回 栄養改善 6か月間で月1回 計6回
報酬単価	【月額報酬制 1単位11.12円】 週1回 1,168単位(12,988円) 週2回 2,335単位(25,965円) 週2回超 3,704単位(41,188円) 国が定める単価どおり	【月額報酬制 1単位11.12円】  週1回 880単位(9,785円)  週2回 1,759単位(19,560円)  週2回超 2,790単位(31,024円)  左記、介護予防型訪問サービスの単価をベースに 人件費を有資格者から無資格者に緩和する分だけ減額	-
利用者負担	あり 原則1割負担(一定以上所得の者は2割負担)	あり 原則1割負担(一定以上所得の者は2割負担)	なし
マネジメント	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	初回のみケアマネジメント

# 通所型サービスの類型

	介護予防型通所サービス (現行の介護予防通所介護相当)	短時間型通所サービス (基準緩和型:A型)	選択型通所サービス (短期集中型:C型)
目的	心身機能の維持・回復 生活機能の維持・向上	心身機能の維持・回復 生活機能の維持・向上	運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善による生活機能 の向上、要支援状態の回復、要介護状態になることの予防
サーヒ へ ス 内 容	入浴、排せつ、食事等の生活上の支援 身体機能の向上のための機能訓練 日常生活機能向上のための機能訓練	入浴、排せつ、食事等の生活上の支援 身体機能の向上のための機能訓練 日常生活機能向上のための機能訓練	筋力向上、転倒防止のためのトレーニング 口腔機能向上プログラムの実施 栄養改善プログラムの実施
対 象 者	要支援1又は2(要支援認定) サービス事業対象者(基本チェックリスト) 概ね3時間以上の通所サービスの利用が必要な者	要支援1又は2(要支援認定) サービス事業対象者(基本チェックリスト) 概ね3時間未満の通所サービスの利用が必要な者	要支援1又は2(要支援認定) サービス事業対象者(基本チェックリスト) 運動器の機能向上又は口腔機能向上、栄養改善の いずれか若しくは複数のプログラムの実施が必要な者
サーヒ・ス 提 供 主 体	指定介護保険サービス事業者	指定介護保険サービス事業者	指定介護保険サービス事業者
利 用 期 間	通年 	通年 	概ね3か月程度
利用頻度	要支援 1 週 1 回 要支援 2 週 1 回、 2 回 事業対象者 週 1 回、 2 回	要支援 1 週 1 回 要支援 2 週 1 回、 2 回 事業対象者 週 1 回、 2 回	運動器の機能向上 週1回 計14回 口腔機能向上 月1回 計 3回 栄養改善月1回 計 3回
<b>サーヒ・ス提 供 時 間</b>	終日(概ね3時間以上)	半日(概ね3時間未満)	概ね90分以上
報酬単価	【月額報酬制 1単位10.72円】 週1回 1,647単位(17,655円) 週2回 3,377単位(36,201円) 国が定める単価どおり	【月額報酬制 1単位10.72円】 週1回 1,152単位(12,349円) 週2回 2,363単位(25,331円) 左記、介護予防型通所サービスの単価をベースに サービス提供時間(半日程度)に見合った単価に設定	【実績払制 1単位10.72円】 1回あたり 404単位(4,330円) 現行の通所型介護予防事業の単価をベースに 人員配置を3名から2名に緩和する分だけ人件費を減額
利用者負担	あり 原則1割負担(一定以上所得の者は2割負担)	あり 原則 1 割負担 (一定以上所得の者は 2 割負担)	あり 原則1割負担(一定以上所得の者は2割負担)
マネジメント	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント

### 介護予防ケアマネジメントの類型

				介護予防ケアマネジメント (現行の介護予防支援相当:ケアマネジメントA)	初回のみケアマネジメント (基準緩和型初回のみ:ケアマネジメントC)
実	施	方	法	・地域包括支援センターへの委託 (地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への一部委託可能)	・地域包括支援センターへの委託
ij	- Ľ '	ス 内	容	・現行の介護予防支援と同様のケアマネジメントを実施 アセスメントの実施 サービス担当者会議の開催 ケアプランの作成 モニタリングの実施 など	<ul><li>・介護予防ケアマネジメントのうち一部の手続きを緩和し、 サービス利用開始時のみケアマネジメントを実施 アセスメントの実施 ケアプランの作成 サービス終了時のモニタリングの実施 など</li></ul>
対		<b>\$</b>	者	要支援1又は2(要支援認定) サービス事業対象者(基本チェックリスト) 予防給付のサービスを利用しない者で、下記の対象サービスを利用する者	要支援1又は2(要支援認定) サービス事業対象者(基本チェックリスト) 予防給付のサービスを利用しない者で、下記の対象サービスのみを利用 する者
対	象とな	る サ ー t	<b>さ</b> ス	<ul><li>・介護予防型訪問サービス</li><li>・生活援助型訪問サービス</li><li>・介護予防型通所サービス</li><li>・短時間型介護予防型通所サービス</li><li>・選択型通所サービス</li></ul>	・サポート型訪問サービス
ŋ	- t · ,	提供主	体	・地域包括支援センターへ ・地域包括支援センターから一部委託を受けた居宅介護支援事業所	・地域包括支援センター
利	用	期	間	通年	サービス利用開始時のみ
報		単	価	【月額報酬制 1単位11.12円】 430単位(4,781円) 国が定める単価どおり	【月額報酬制 1単位11.12円】 430単位(4,781円)
利	用	者負	担	なし	なし